

島原地域広域市町村圏組合電算処理業務における情報セキュリティ基本要綱

平成25年3月22日告示第3号

(目的)

第1条 この要綱は、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）の電算処理業務における情報資産の保護及び管理に関する基本的事項を定め、情報セキュリティを確保することにより、事務の高度情報化による業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 情報資産 ネットワーク及び情報システム、これらに関する設備、これらで取り扱う情報、これらで印刷した文書、電磁記録媒体並びにシステム構成図等に関連する文書をいう。
- (2) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網並びにその構成機器であるハードウェア及びソフトウェアをいう。
- (3) 情報システム コンピュータ、ネットワーク、電磁記録媒体等で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密を保持し、情報資産の正確性及び完全性を維持し、並びに情報資産を定められた範囲で利用可能な状態で維持することをいう。
- (5) 職員等 組合職員及びこれに準ずる者（嘱託、臨時職員、パートタイマー、アルバイト等及び組合との間に委任契約又は雇用契約が成立したもの）をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、職員等に適用する。

(職員等の責務)

第4条 職員等は情報セキュリティの重要性を認識し業務の遂行に当たっては、この要綱を遵守しなければならない。

2 職員等は、情報資産の取り扱いに当たっては、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (3) 島原地域広域市町村圏組合個人情報の保護に関する条例（平成17年島原地域広域市町村圏組合条例第2号）

(情報セキュリティ対策)

第5条 脅威から情報資産を保護するための情報セキュリティ対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害、事故等に対する物理的セキュリティ対策
- (2) 情報資産の無断持出し、操作ミス等に対する人的セキュリティ対策
- (3) 不正アクセス、データ改ざん等に対する技術的セキュリティ対策
(管理体制)

第6条 情報セキュリティを確保するため、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職にあるものをもって充てる。

- (1) 情報セキュリティ統括管理者 事務局長
- (2) 情報セキュリティ管理者 電算課長
- (3) ネットワーク責任者 情報セキュリティ統括管理者が指名する者
- (4) 情報システム責任者 情報セキュリティ統括管理者が指名する者
(情報セキュリティ統括管理者)

第7条 情報セキュリティ統括管理者は、情報セキュリティ全般を統括する。
(情報セキュリティ管理者)

第8条 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ対策に関する統括的な権限及び責任を有する。

- 2 情報セキュリティ管理者は、職員等に対して情報セキュリティに関する教育、訓練、助言及び指示を行う。

(ネットワーク責任者)

第9条 ネットワーク責任者は、所管するネットワークの敷設、設定の変更、運用及び見直し（以下「敷設等」という。）並びに当該ネットワークの情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。

- 2 ネットワーク責任者は、所管するネットワークの敷設等に携わる職員等並びに当該ネットワークを利用する所属の情報システム責任者を指導し、及び監督する。

(情報システム責任者)

第10条 情報システム責任者は、所管する情報システムの開発、設定の変更、運用及び見直し（以下「開発等」という。）並びに当該情報システムの情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。

- 2 情報システム責任者は、所管する情報システムの開発等に携わる職員等を指導し、及び監督する。

(情報資産の管理)

第11条 情報セキュリティ管理者は、情報資産について、この要綱に従うほか、情報セキュリティ統括管理者が別に定めるところにより、適正な管理を行うよう、職員等を指導し、及び監督しなければならない。

(情報資産に関する業務の委託等)

第12条 情報セキュリティ管理者は、情報システムの導入若しくは保守その他情報資産に

関する業務の委託又はコンピュータ、ネットワーク、電磁記録媒体等の借入れについての契約を締結するときは、情報セキュリティ統括管理者が別に定めるところにより、情報資産の適切な管理が行われるように委託等契約の相手方に対し必要な措置を講じなければならない。

(情報資産の利用)

第13条 職員等は、業務以外の目的で情報資産を利用してはならない。

2 職員等は、情報資産を利用する場合には、情報セキュリティ統括管理者が別に定めるところにより、適正に取り扱わなければならない。

(職員への周知等)

第14条 情報セキュリティ統括管理者は、情報資産を取り扱う全ての職員等を対象とした情報の提供や研修を実施し、情報セキュリティの重要性について周知し、及び啓発しなければならない。

(情報セキュリティ監査)

第15条 情報セキュリティ統括管理者は、情報セキュリティ対策の実施状況を検証するため、情報セキュリティに関する監査を実施しなければならない。

(侵害への対応)

第16条 情報セキュリティ統括管理者は、情報セキュリティに関する事故、障害及び違反行為による情報資産への侵害（以下「侵害」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合の対応を定めた手順を策定しなければならない。

2 ネットワーク責任者及び情報システム責任者は、侵害が発生し、又はそのおそれがある場合の対応を定めた具体的な手順を策定しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、情報セキュリティ統括管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。